

新型コロナウイルス感染症対応資金について

このたびの新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けている組合員の皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

さて、標記の件について当組合では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている組合員に対しまして借入者負担軽減措置として「アグリマイティー資金（災害緊急資金）」及び「JA農業経営維持継続資金（危機対応）」を下記の通り新設致しましたのでご利用下さい。

「アグリマイティー資金（災害緊急資金）」の概要

実施期間：令和2年5月1日～令和3年3月31日

※当期間で新たに貸付実行したものに限り

融資対象：JA組合員であること（農業を営み従事していること）

資金使途：農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金

融資額：5百万円以内

融資期間：5年以内（うち据置期間2年以内）

融資条件：埼玉県農業信用基金協会保証を付保（保証料率0.48%ただし、有担保0.21%）

負担軽減措置：○利子補給

ア. 補給対象金額：500万円以内

イ. 補給期間：当初借入日から5年以内（5年後の応当日前日まで）

ウ. 利子補給率：最大1%（農林中央金庫と当会が負担）

エ. 補給後下限利率：0%

○保証料助成

ア. 助成対象金額：500万円以内

イ. 助成期間：当初借入日から5年以内（5年後の応当日まで）

ウ. 保証料助成率：0.21%（農林中央金庫が負担）

エ. 対象案件：証書貸付・一括前取案件のみ

「JA農業経営維持継続資金（危機対応）」の概要

実施期間：令和2年8月1日～

融資対象：○大規模災害等により農業経営に影響が生じているまたは生じるおそれがある組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。
○信用状況に不安のない方。

資金使途：○大規模災害等に起因して弁済が困難となることが見込まれる既往債務の弁済に必要な資金。
○農業経営の改善に必要な資金（運転・設備資金）。ただし、上記（大規模災害等に起因して弁済が困難となることが見込まれる既往債務の弁済に必要な）資金と併せて借入する場合に限り
ます。

融資額：○借換する既往債務残高の範囲内とします。（1万円単位）
○農業経営の改善に必要な運転・設備資金を併せて借入する場合は、既往債務残高に当該所要金額を合算した金額を上限とします。

融資期間：15年以内（1ヶ月単位、据置期間3年以内）。年以内（うち据置期間2年以内）

融資条件：埼玉県農業信用基金協会保証を付保（保証料率1.00%ただし、有担保0.50%）